



大津市感染症予防計画の概要



I 計画策定の趣旨

改正感染症法により新型コロナウイルス感染症の対応時の経験を踏まえ、「保健所の体制整備」「協定による検査体制・医療提供体制・宿泊施設の確保」「移送体制の強化」「外出自粛対象者の療養環境整備」「人材養成・資質の向上」等、新興感染症の発生に対する迅速かつ確かな対応を実施するための計画策定が保健所設置市において義務付けられた。

II 計画の位置づけ

- 感染症法第10条に基づく法定計画
- 当計画と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく大津市新型インフルエンザ等対策行動計画、滋賀県が策定する予防計画及び地域保健法における基本指針に基づく保健所の健康危機対応計画と整合性を確保し、感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

III 計画の構成と要点

項目	コロナ対応時の課題	目指す方向性	○予防計画のポイント
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 関係機関等との感染症対応への協議が、感染症の発生後まで、行われなかったことから、医療調整等に時間を要した。	▶ 関係機関及び関係部局との平時からの連携		○「滋賀県感染症対策連携協議会」への参画による関係団体との連携強化 ○社会福祉施設の意識向上のために、関係課との研修会の実施 ○策定した予防計画における取組の報告及び見直し
第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策 社会福祉施設と所管課との連携や研修を実施していたが、施設内療養に対する訓練等が不十分であった。	▶ 感染症の予防とまん延防止に係る役割の明確化		○医療機関における感染症患者の適切な届出による情報の集約 ○社会福祉施設等の所管所属との情報共有による連携強化
第3 感染症の病原体等に関する情報の収集、調査及び研究 感染症患者の増加にともなう届出の記載の不備や患者情報の入力の手間により、医療機関や保健所の業務のひっ迫が生じた。	▶ 情報の収集と共有に関するDXやICT化の推進		○発生届、調査等の情報の報告、管理のICT化による情報共有の迅速化 ○衛生科学センターとの連携による市民への感染症の正確な情報の発信
第4 検査実施体制及び検査能力の向上 検査実施能力および体制の確保不足から、十分な検査が実施できず、感染症患者の発見の遅れや市民の不安が生じた。	▶ 検査体制の強化及び迅速な体制の切替		○滋賀県、市、民間検査会社の三者による検査措置協定の締結 ○滋賀県、衛生科学センターとの連携による保健所検査の役割の明確化
第5 感染症患者の移送体制の確保 流行の初期には、職員が移送を行っていたため、保健所業務がひっ迫した。市外医療機関受診患者の移送の調整に時間を要した。	▶ 協定締結と役割の明確化による移送体制の強化		○消防機関と県内の民間移送機関との感染症患者の移送協定の締結 ○関係機関間との移送における患者ごとの役割分担の明確化
第6 検査体制の確保等に係る目標 想定外の流行拡大により、検査等の体制整備に遅れが生じた。	▶ 次期感染症の発生に備えた目標値の設定		○感染症の検査数の目標 ○保健所職員等の研修・訓練の目標 ○感染症対応職員数に関する目標
第7 宿泊施設に関する事項 市内宿泊施設が少なく、市外施設までの移動等による患者への負担が生じた。	▶ 宿泊療養施設の確保のための滋賀県との連携		○自宅療養者及び軽症者のための療養施設の調査と協議の実施 ○滋賀県への市内の療養施設情報の提供
第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 自宅療養者の急増により健康観察や生活支援が追いつかなくなった。社会福祉施設内の療養者の増加により施設職員が疲弊した。	▶ 健康観察体制の確保及び業務の一元化		○滋賀県、市、民間事業者の三者間での委託契約による、業務の一元化 ○外出自粛対象者への支援物資の移送等に関する役割分担の明確化 ○社会福祉施設における感染症発生時の感染症対策の指導実施
第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 感染症に対する不適切な情報の認識や感染患者の個人情報に関する問い合わせがあった。	▶ 感染症情報の適切な公表と個人情報保護の徹底		○個人情報保護の徹底と医療機関等への注意喚起 ○患者への差別や偏見の排除のための感染症情報の適切な公表
第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 感染症対応経験者が少なく、コロナ対応と並行して応援職員への研修指導が必要となり、本務職員への負担や対応の遅れが生じた。	▶ 平時からの職員養成のための研修等の実施		○関係機関の実施研修への職員の積極的な参加による職員の資質向上 ○職員への研修の実施と感染症対応職員の情報の共有
第11 保健所の体制の確保 保健所への応援職員登用までに時間がかかった。専門職員の長期兼務により感染症対策以外の業務が、縮小された。	▶ 感染症有事の迅速な保健所体制の確保		○有事の感染症対応職員の選定及び体制の確保 ○保健所に総合的なマネジメントを担う統括保健師の配置 ○県との連携による業務の一元化等による保健所業務の負担の軽減
第12 緊急時における感染症の発生及びまん延の防止等の対応 県からの応援職員を受け入れたが、調査様式などが異なっため、オリエンテーション等が必要となった。	▶ 緊急時の関係機関との情報共有と連携強化		○緊急時における国、滋賀県、消防機関との迅速な情報共有および連携 ○滋賀県との円滑な応援職員等の相互派遣のための連携強化
第13 その他予防に関する重要事項 災害発生や外国人対応等の想定が不足したため、該当事案が生じた際に応急的な対応の実施となっていた。	▶ 災害発生時および外国人対応等の対策の検討		○災害発生時における感染症対策の実施と関係機関との役割の明確化 ○多言語対応可能な情報周知やコミュニケーションツールの導入